

令和6年10月17日（木）18時 第2回公契約審議会 議事概要

傍聴者8名許可を受けて入場。

事務局：議題1「公契約条例の適用状況について（令和6年8月31日現在）」説明

委員：質問なし。

事務局：議題2「令和7年度労働報酬下限額の設定について」説明

委員：熟練労働者・一人親方に当たらない労働者の労働報酬下限額が軽作業員の7割に設定されているが、普通作業員を基準にする、又は軽作業員の9割にすることを今後検討してほしい。

事務局：見習い工の業務の中で軽作業員と同じような作業を行うこともあるが、あくまで各専門職種の見習いであり、それが主ではないと考えている。見習い工の求人が同じような金額でなされている実態を踏まえ、例年どおりとしたい。

委員：建設業は新入職者が非常に不足しており、人材確保が非常に難しい状態である。目黒区が他自治体の様子を見てから動くのでは遅いと思うので、できるだけ早めに検討しておかないといけない。

事務局：人材確保については、区では今年度から週休二日制の工事を一部試行し、労働環境の改善を進めてきたが、人材確保については様々検討しなければならないと考えている。

委員：令和7年度労働報酬下限額に関しては一定の妥当性があると考えられる。一方で他区と比較すると上位にいるというわけでもなく、人手不足の今、他区に遅れをとる危険性もある。変化の大きい年にはしっかりと上げることも必要なのではないか。

事務局：区によって基準とする報酬額、計算方法、考え方はそれぞれのため、1つの目安ではあるが、他区の状況を元に労働報酬下限額を上げたり下げたりするものではないと考えている。国がこれからどういう動きを示していくのか、来年度の最低賃金がいくらになるのか、先行き不透明ではあるが、今回の案は、これまででもっとも大きい引き上げ額・引き上げ率である。

委員：公契約条例においては、会計年度任用職員の単価に追いつき、そこを基準に上を目指さないといけないと考えている。

事務局：会計年度任用職員の単価から算出される労働報酬下限額をそのまま引用するのではなく、他自治体の状況、国や都の状況、社会情勢、それら

を総合的に勘案し、労働報酬下限額を定めている。

委員：目黒区は他自治体と比べて労働報酬下限額が低かったが、目黒区として契約金額を上げないと事業を圧迫するだけである。

事務局：区では労働報酬下限額を引き上げる場合には、翌年度の予算編成で引き上げ額を反映した予算措置を行っており、公契約条例に適用する案件は一定の対応を取っている。

委員：労働報酬下限額に引っかかる労働者がいた場合は、その部分について上乘せし、次年度で調整ができているということか。

事務局：年度当初の契約段階で、労働報酬下限額については、前年度からの差額分を引き上げた額で契約している。

委員：今回の労働報酬下限額を上げたインパクトが区にどのように出てくるのか、今回のように大きく動くときは、どのような影響が出てくるのかは考えたほうが良いのではないか。

事務局：労働報酬下限額が引き上がれば、当然、区の財政状況にも影響はある。昨年度から今年度への引き上げは78円であったが、区の財政状況における影響は、ざっくり数千万～1億円ほどの影響はあったと考えている。今回、約1.5倍の引き上げになれば、区財政に1億～2億円ほどの影響があると考えている。

会長：議題2に関する審議を終了し、事務局案のとおりとする。なお、今回出た意見や要望については、次回の審議会において事務局が作成する答申案にその要旨を付して、委員で確認した上で区長に答申することとする。

委員：公契約条例に関わっている労働者・事業者に対するアンケートを実施していくべきと考えており、次回に向けた検討議題としてもらいたい。

会長：アンケートの希望があったことも答申に加えることとする。なお、アンケートを行うときには、その範囲、アンケート項目等、いろいろな審議が必要になる。

事務局：第3回審議会の開催は2月を予定している。第3回審議会は答申案について審議する予定だが、次年度の予算編成の関係があるため、労働報酬下限額については本日の内容を元に進めていく。

会長：これをもって、第2回目黒区公契約審議会を終了する。